

# ■保管場所(車庫)の要件について



## 登録書類作成・記入時 における注意点



消せるボールペン  
使用禁止!



修正テープ・ペン  
使用禁止!



スタッフ等による  
加筆・修正禁止!

1.駐車場、車庫、空き地等  
道路以外の場所であること。



3.自動車が通行できる  
道路から、支障なく出入させ、かつ、  
自動車の全体を収容できること。

2.使用の本拠の位置から  
直線で2キロメートル以内  
であること。

4.保管場所として使用できる  
権原を有していること。

参考:警視庁 保管場所(車庫)の要件と使用権原書面

[https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/tetsuzuki/kotsu/hokan/syako\\_syousai/youken.html](https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/tetsuzuki/kotsu/hokan/syako_syousai/youken.html)

# ■保管場所(車庫)配置図について【駐車場を借りている場合】

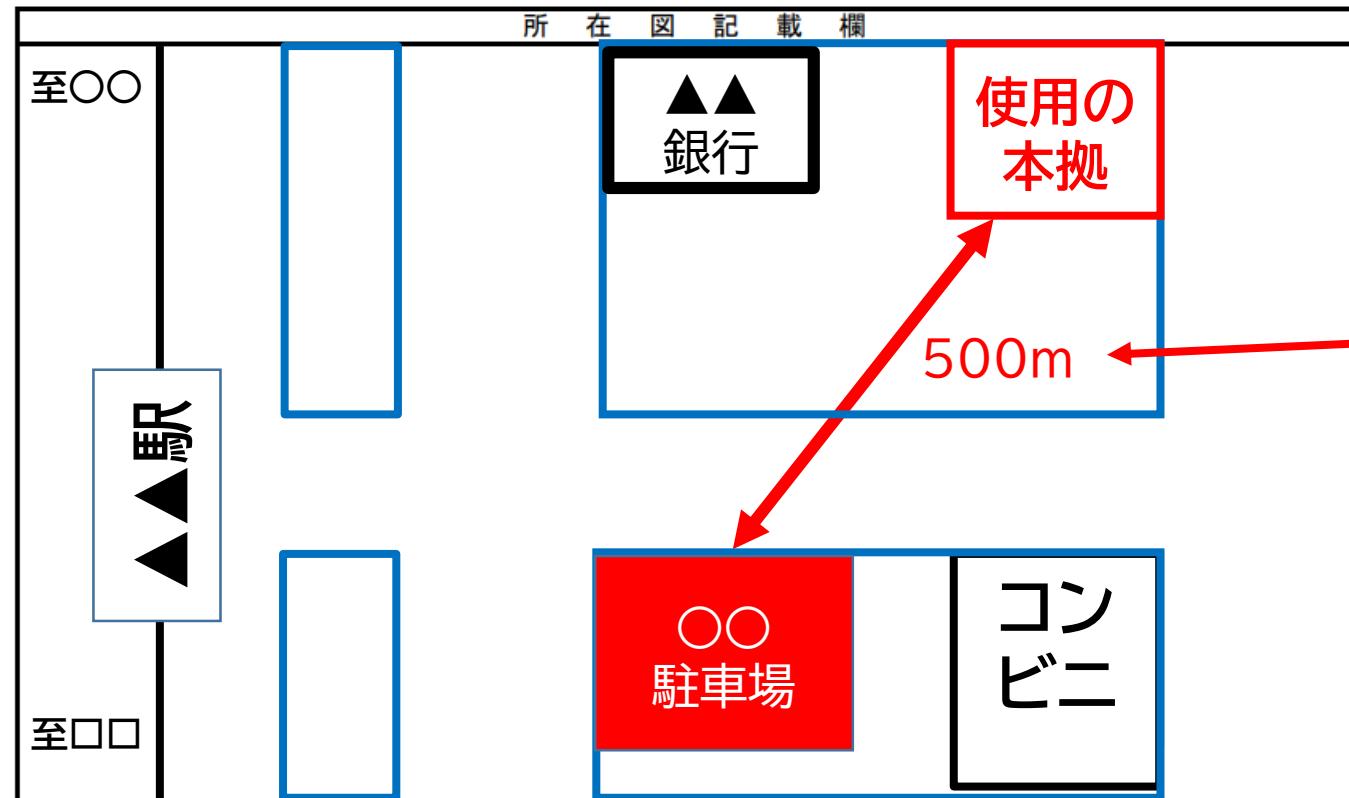
内に注文書番号を記載してください  
※注文書番号は担当者よりお伝えします

書類代行申請の場合記入不要です



C

所在図



## POINT

- 使用の本拠(自宅等)と保管場所(駐車場)を記入
- 駅や銀行など目標となる建物を記載
- 付近の道路を記載
- 担当店舗者・担当者・連絡先の記載

自宅 または 会社と保管場所(駐車場)を直線距離で結び、距離を記載

距離は2キロメートル以内であること

※インターネット上の地図をダウンロード等して使用することは著作権侵害の恐れがある為、ご遠慮ください。

# ■保管場所(車庫)配置図について【自宅・会社敷地内に駐車場がある場合】

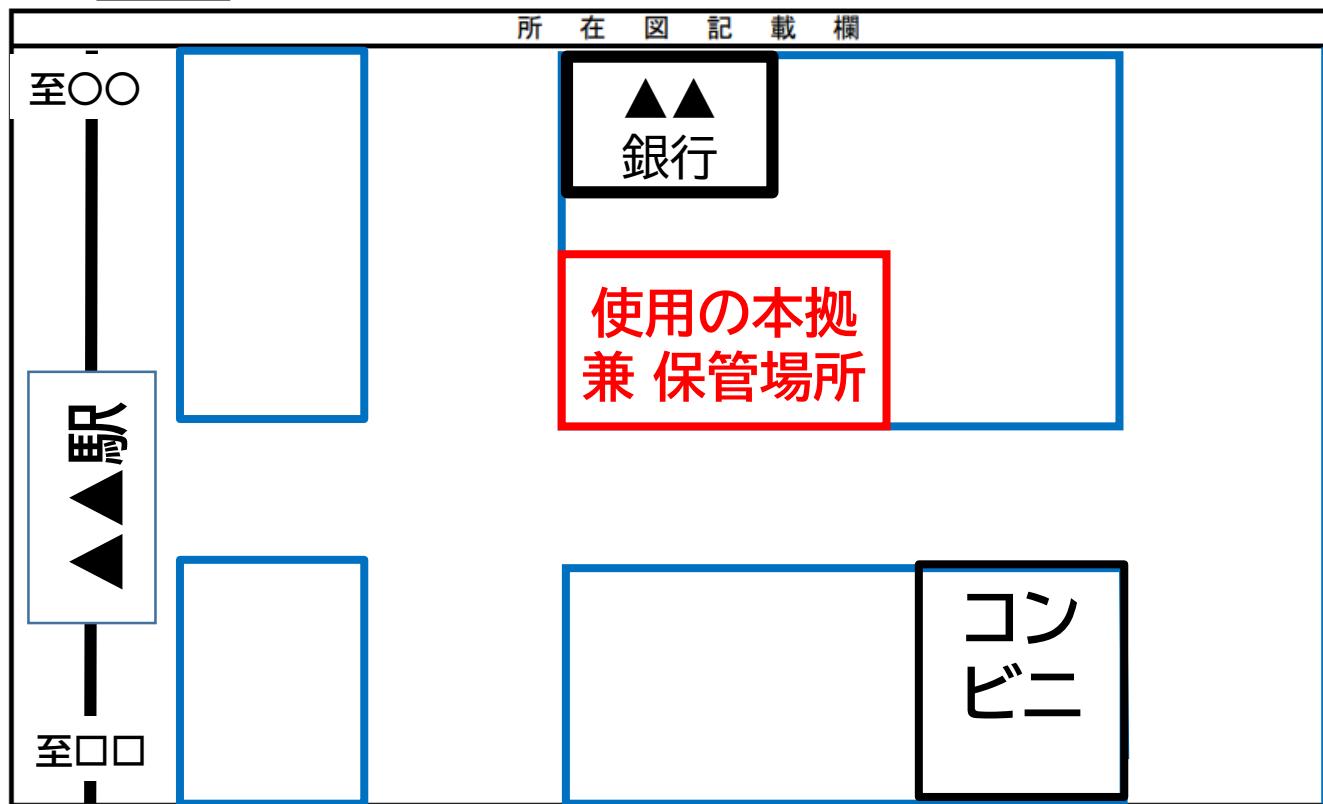
内に注文書番号を記載してください  
※注文書番号は担当者よりお伝えします

書類代行申請の場合記入不要です



所在図

C



## POINT

- 使用の本拠(自宅等) 兼 保管場所(駐車場)と記入
- 駅や銀行など目標となる建物を記載
- 付近の道路を記載
- 担当店舗者・担当者・連絡先の記載

※インターネット上の地図をダウンロード等して使用することは著作権侵害の恐れがある為、ご遠慮ください。